

岩手県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年6月26日

岩手県議会議長 佐々木 一 榮

岩手県議会規則第1号

岩手県議会会議規則の一部を改正する規則

岩手県議会会議規則（昭和31年岩手県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
<p>(質疑の回数)</p> <p>第50条 質疑は、同一議員につき、同一議題について<u>2回</u>を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。</p> <p>第115条 法第100条第12項の規定に基づき、同項の議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を次のとおり設ける。</p>				<p>(質疑の回数)</p> <p>第50条 質疑は、同一議員につき、同一議題について<u>3回</u>を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。</p> <p>第115条 法第100条第12項の規定に基づき、同項の議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を次のとおり設ける。</p>			
名称	目的	構成員	招集権者	名称	目的	構成員	招集権者
[略]				[略]			
発議案調整会議	[略]			発議案調整会議	[略]		
				<u>広聴広報会議</u>	<u>議会の広聴広報活動に関し協議又は調整を行うため</u>	<u>交渉団体である会派において指名した議員</u>	<u>最初に行われるものにあつては議会運営委員会委員長、その他のものにあつては座長</u>
				<u>議会改革推進会議</u>	<u>議会の改革及び活性化に関し協議又は調整を行うため</u>	<u>交渉団体である会派において指名した議員</u>	<u>最初に行われるものにあつては議会運営委員会委員長、その他のものにあつては座長</u>
2～4 [略]				2～4 [略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この規則は、公布の日から施行する。